

第503回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和5年7月4日（火）午後3時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、
大橋賃金室長補佐、北岡賃金調査員

2. 審議事項

- (1) 奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 奈良地方最低賃金審議会の運営規程等について
- (3) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (4) 令和5年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について
- (5) 令和5年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程について
- (6) 運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について
- (7) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋賃金室長補佐】

それでは、令和5年度第1回目の奈良地方最低賃金審議会を始めます。

本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開することとなっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【箸方賃金室長】

それでは、本日の議事を進めてまいります。

賃金室長の箸方でございます。昨年度に引き続きよろしくお願ひいたします。委員の皆様方には、お忙しい中、令和5年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。行き届かない点もあろうかと思ひますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。また、皆様には、第54期の奈良地方最低賃金審議会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

本審議会の委員の皆様は、お手元にごございます資料の1頁資料No.1「奈良地方最低賃金審議会委員名簿」のとおりでございます。公益委員の深水（ふかみ）委員に代わりまして、福井委員が新しくご就任いただきました。同じく公益委員の山口委員に代わりまして坪田（つばた）委員が新しくご就任いただきました。また、労働者側委員の山本委員に代わりまして、河本（かわもと）委員が新しくご就任いただきました。さらに、使用者側委員の上村（うえむら）委員に代わりまして、松岡（まつおか）委員が新しくご就任いただきました。その他の委員の皆様には、変更はございません。委員の皆様は、令和5年4月22日をもちまして奈良労働局長から任命をさせていただきました。お手元に、辞令を置いておりますので、ご確認ください。各委員のお名前は、後ほどご確認させていただきます。

なお、任命後初めての審議会となりますので、このあと審議会の会長及び会長代理を選出するまでの間、慣行として、議事進行は事務局で担当します。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局長の橋口より、皆様にご挨拶を申し上げます。

【橋口局長】

皆様こんにちは。奈良労働局長の橋口でございます。

本日は、ご多忙の中、第503回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、令和5年度第1回目の審議会でございますので、開会に際しましてひと言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、とりわけ、賃金行政につきまして、多大のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、大変お忙しい中にありま

して、奈良地方最低賃金審議会の委員就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。なお、委員の任期は2年となりますので、その間、どうぞよろしく申し上げます。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。今年度につきましては、先日6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、改定の目安を諮問したところであり、今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度の地域別最低賃金ですが、奈良県最低賃金は896円で30円の引上げ、また全国加重平均額は961円で31円の引上げと、どちらも大幅な引き上げとなりました。そのような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いてきたとはいえ、昨今、資源・エネルギー価格の高騰、円安等による物価の上昇など、さまざまな情勢の変化がどのように雇用に影響を及ぼしてくるか心配なところでございます。奈良労働局におきましても、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るために、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や雇用維持の支援等の実施に努めているところでございますが、まだまだ経済、雇用情勢につきましては先行き不透明であり、予断を許さない状況であると考えております。

私ども事務局といたしましては、円滑な審議会の運営ができますよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方には、県内の経済、雇用への影響を含め、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただき、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、続きまして、第54期奈良地方最低賃金審議会の委員の皆様をご紹介します。

改めまして、お手元の1頁資料No.1「奈良地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）」をご覧ください。敬称略で読み上げさせていただきます。

奈良地方最低賃金審議会委員名簿、第54期

公益委員	伊東 眞一	(いとう しんいち)	再任
	杵崎 のり子	(きねざき のりこ)	再任
	下山 朗	(しもやま あきら)	再任
	坪田 園子	(つばた そのこ)	新任
	福井 麻起子	(ふくい まきこ)	新任

労働者代表	河本 章吾 (かわもと しょうご)	新任
	北尾 亮 (きたお りょう)	再任
	松田 拓実 (まつだ たくみ)	再任
	水谷 圭子 (みずたに けいこ)	再任
	山根 惇 (やまね あつし)	再任

使用者代表	小西 克美 (こにし かつみ)	再任
	柴田 健司 (しばた けんじ)	再任
	当麻 和重 (とうま かずしげ)	再任
	西田 雅彦 (にしだ まさひこ)	再任
	松岡 誠 (まつおか まこと)	新任

以上皆様どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

次に、改めまして事務局である奈良労働局の職員を紹介します。

まず、先ほどご挨拶した奈良労働局長の橋口でございます。

【橋口局長】

よろしくお願いいたします。

【箸方賃金室長】

次に、労働基準部長の高木（たかぎ）でございます。

【高木労働基準部長】

高木です。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

【箸方賃金室長】

次に、賃金室長補佐の大橋（おおはし）でございます。

【大橋賃金室長補佐】

大橋です。上林の後任として4月1日に着任いたしました。よろしくお願い致します。

【箸方賃金室長】

最後に、わたくし賃金室長の箸方でございます。改めて、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、

議題（1）「奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について」
の審議に入ります。

最低賃金法第24条では、会長及び会長代理は公益を代表する委員の中から選ぶことに

なっています。委員の皆様、いかがでしょうか。

【松田委員】

お疲れ様です。労働者委員の松田でございます。昨年度に引続きよろしくお願ひいたします。先ほどありました議題のほうですが、昨年度と同様に、前期で会長を務めていただいた伊東委員に、また、会長代理を務めていただきました下山委員に引続き、会長と会長代理を務めていただければというふうに考えております。それぞれお願ひしていただければと思いますが皆さんいかがでしょうか。

【箸方貸金室長】

ただいま松田委員から、「会長に伊東委員」、「会長代理に下山委員」というご意見がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

異議がないようでございますので、伊東委員、下山委員、いかがでございますか。お願ひしてもよろしいでしょうか。

【伊東会長】

会長に就任する件、お引き受けいたします。よろしくお願ひいたします。

【下山会長代理】

私も同様でございます。よろしくお願ひいたします。

【箸方室長】

ありがとうございます。

会長は伊東委員に、会長代理は下山委員に、それぞれお願ひすることといたします。

それでは、伊東会長からひと言ご挨拶をいただき、引き続きまして、以後の議事進行をお願ひいたします。

【伊東会長】

会長を務めることになりました伊東でございます。皆様のご協力のもと、奈良地方最低賃金審議会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、さっそく議事を進行させていただきます。

議題（２）「奈良地方最低賃金審議会運営規程等について」

の審議に入りたいと思います。

事務局から、運営規程の案と傍聴規程の案について説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明させていただきます。

まず、運営規程でございますが、2頁資料No.2「(案)奈良地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。昨年度と同様で変更点はございません。

審議会の運営に関わる主なものとしたしまして、まず、第3条「運営小委員会等」でございます。この条文では、会長は審議会の議決により特定の事案について事実を調査し、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して運営小委員会等を設けることができると定めてございます。

次のページ、第6条「会議の公開」でございます。この条文では、本審議会は原則として公開とすると定めてございます。ただし、審議会を公開することによって、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、または、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、これを非公開にすることができると定めてございます。

次に、第7条「議事録及び議事要旨」でございます。この条文では、議事録又は議事要旨の作成につきまして定めてございます。資料No.2につきましては以上でございます。

次に4頁資料No.3「(案)奈良地方最低賃金審議会傍聴規程」をご覧ください。これは、本審議会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めてございます。内容につきましては、昨年と同様で変更点はございません。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、運営規程と傍聴規程の(案)を削除いたします。

それでは、運営規程第7条に基づき、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに労働者側は北尾委員、よろしくをお願いいたします。使用者側は、松岡委員、よろしくをお願いいたします。

次に、

議題(3)「奈良県最低賃金の改正について(諮問)」

の審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議

会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の橋口から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので、伊東会長、橋口局長ともに事務局後ろに設置しております「奈良労働局ボード」の前まで移動をお願いします。それでは、橋口局長から伊東会長へ「諮問文」をお渡しください。

(橋口局長が伊東会長に対し「諮問文」を手渡し、伊東会長がこれを受領)

伊東会長、橋口局長は、自席にお戻りいただき、着席してください。

それでは、伊東会長、議事の再開をお願いいたします。

【伊東会長】

それでは、議事を再開いたします。

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【箸方賃金室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げます。

奈労発基 0704 第 1 号

令和 5 年 7 月 4 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東眞一 殿

奈良労働局長

橋口 忠

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

では、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【橋口局長】

それでは、私から諮問の趣旨をご説明します。

ただ今、奈良県最低賃金の改正決定について諮問をいたしましたので、その趣旨等についてご説明いたします。

お手元の机上に資料配布をさせておりますが、今年の政府の方針といたしましては、6月16日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」、そこのグランドデザインについては13頁、また基本方針につきましては5頁に記載がございますが、最低賃金につきましては、「昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1000円を達成することも含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。」とされたところです。

一方、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業が賃上げできる環境整備が重要であり、

- ・適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進
- ・業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進

などについて、政府全体として取り組んでまいります。

6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問がなされたところでございます。

奈良県においても、以上のことを踏まえた奈良の実情に応じた審議をお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

【伊東会長】

ありがとうございました。

それでは、諮問に関連する資料をあらかじめ用意してもらっていますので、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、説明させていただきます。

お配りいたしております5頁資料No.4から順にご覧ください。

資料No.4は、令和5年6月に発表されました「月例経済報告（令和5年6月）」でござい

ます。

これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づいて、毎月とりまとめているものでございます。冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

15頁資料No.5は、2023年1月から3月期の「第171回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業施策（しさく）の企画・立案に必要な基礎資料を収集するために、四半期ごとに調査、公表をしているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国の約19,000社の中小企業が対象となっております。そして、そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるように調整されているとのことでございます。

34頁資料No.6は、近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告 令和5年4月判断」でございます。

この報告は経済指標や次の資料No.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

38頁資料No.7は、資料No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和5年4～6月期調査奈良県下の調査結果」でございます。これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）110社を対象に経済の状況並びに今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

47頁資料No.8は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報 6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

55頁資料No.9は、「令和5年春闘要求妥結状況」でございます。

この資料は、日本労働組合総連合会と日本経済団体連合会から発表されたもの、それから、奈良経済産業協会様にご協力をお願いして集計した資料をつけております。ご協力に感謝申し上げます。

62頁資料No.10は、「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の1つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。調査対象数は78,589事業所、有効回答数は55,427事業所、有効回答率70.5%であり、本概況は、有効回答数は55,427事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所48,371事業所について集計したものでございます。

ご参考までに申し上げますと、78、79頁のところに、短時間労働者の賃金関係の資料

が掲載されております。

83頁資料No.11は、「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

84頁資料No.12は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和5年4月分）」でございます。本日、机上に別途最新版の令和5年5月分を置かせていただいております。この資料につきましては、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

94頁資料No.13は、「令和4年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。

この資料は、昨年度（令和4年度）の「奈良県最低賃金」と「特定最低賃金」の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

95頁資料No.14は、「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。

この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去5年間の改定状況をとりとめたものでございます。

96頁資料No.15は、「令和4年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。この資料は、昨年度（令和4年度）の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

【下山会長代理】

すみません、下山ですけれど、97ページの各専門部会開催状況 専門部会第5回の開催日の日付と曜日が間違っているかと思いますので、修正をお願いします。令和4年8月5日金曜日です。

【箸方賃金室長】

すみません。申し訳ございません。

【下山会長代理】

曜日も違いますので。以上です。

【伊東会長】

その他にございませんでしょうか。それでは次に進めたいと思います。

次に、

議題（４）「令和５年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

まず、最低賃金法第２５条第２項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。

そして、同条第３項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもって組織することとされており、その委員の数は９人以内ということになっております。

また、同条第５項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。

以上でございます。

【伊東会長】

ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することとなっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。なお、公示期間につきましては、本日７月４日から７月１８日までとする予定でございます。また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出をもって行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日７月４日から７月２５日までという予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法の定めにより、意見書の他、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められる者をその会議に出

席させる等によりまして、意見を聴くということも併せて定められております。以上でございます。

【伊東会長】

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

(質問がないことを確認)

それでは、本年度の審議会の審議の進め方について、他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

【松田委員】

労働者委員の松田です。

今年度の奈良地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金の審議を行うにあたり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案させていただきます。

まず、最低賃金法は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的としているものであり、この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えております。

毎年の最低賃金の審議にあたっては、各委員ともに確認いただき、10月1日に発効できるよう日程調整していただいておりますが、結果として、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もあります。

しかしながら、この日程調整にあたりましては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むにあたって、打ち合わせ等ができないとの意見を踏まえ、最近では公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程であるというものを確認しています。

最低賃金審議会令第6条第5項はその条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の決議とすることができる」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通する時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会（金額審議）が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等意思疎通も可能であります。

であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案させていただきます。

【伊東会長】

ただ今、松田委員より「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について提案がありましたが、まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどういうものか、事務局から説明してください。

【箸方賃金室長】

ただ今、松田委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めて最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「令和5年度版最低賃金決定要覧」149頁の中ほどをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。この条文の趣旨といたしましては、最低賃金審議会の意思決定は原則として総会、総会とは本審のことですが、総会の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものでありますが、最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、総会の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる、というものです。

この条文を運用するにつきましては、本来総会（本審）の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の議決をもって代えるものであり、その運用にあたっては総会（本審）の意向と明らかに異なる議決がなされないよう慎重に運用すべきものであります。また、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。本条文にて「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますように、本条の適用には事前の議決が必要とされますが、その時期につきましては「あらかじめ」とあるように、答申までに行われればよく、例えば、当該最低賃金の決定の諮問を行う総会（本審）において行うか、専門部会の審議が相当程度進んだ後に総会（本審）を開いて行うかは自由でございます。また、専門部会で全会一致とならなかった議決については、総会（本審）で更なる審議を行う余地もあることから、この条文の運用にあたっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限るべきであり、総会（本審）での議決ではこの点を明確にしておくべきであります。

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、松田委員から提案のありました内容及び事務局からの説明を踏まえて、他の委員の皆様で、ご発言のある方はいらっしゃいますか？

【松岡委員】

失礼いたします。使用者側委員の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

今、松田委員様からご提案いただきまして、また事務局から解説もいただいておりますが、専門部会は多少の日程の配慮をいただきながらより深い意見交換をさせていただいているところではありますが、本審の委員全員が出席できているわけではないということがございます。

専門部会の議決に関しても参加することができていない現状でございます。我々委員といたしましても労働局長からの委嘱を受けての最低賃金を決める審議会の場に臨んでいくわけでございますので、委員の個々の意見が尊重されない形となるのはいかがなものかな、と例年申し上げているところではございます。意思疎通は図っておりますが専門部会におきましてもそこに同席できていない他の委員の意見を直接反映することができません。ですので、委嘱を受けた委員が本審の場において表明することが大事と考えておりますので、この6条5項の適用は必要ないと考えております。以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

【松田委員】

労働側委員の松田です。松岡委員ありがとうございます。

先ほどありました、それぞれの意見が反映されないということですが、専門部会は公労使代表者を選出して各3名、全部で9名で構成しているものですので、代表で選ばれているということは他の委員の意見も踏まえてそれを表明する立場となっておりますので、代表者の意見をもって決定するということが6条5項の適用は可能ではないかと考えておりますし、やはり全会一致で運用されるものとなりますので、そこで議論が行き詰まった場合でも本審に持ち越すということも可能ですので、適用に関しては進めていってもいいのかなと考えております。以上です。

【松岡委員】

すみません。ありがとうございます。

大変申し訳ありません。繰り返しになりますが、同席していないということで意思疎通を

十分に図ったとしても、正式な意思表示を行う機会が担保されていないということには変わりないのかなと思っております。最終決定ということで審議会という場で決議をとった方が形的にはよろしいのかなと思っておりますし、各委員各自の意思表示をする場としては本審の場は必要だと考えております。以上でございます。

【伊東会長】

それでは意見が出尽くしたようですので、大変残念ですが、全会一致とはならないようですので、只今、松田委員から提案がありました、最低賃金審議会令第6条第5項の適用ですが、反対の意見もあり全員一致で賛成するには至りませんでしたので、本年度はその適用を見送ることとさせていただきます。

議論は継続するという事で本審議会としては今後も引続き検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に

(5)「令和5年度奈良地方最低地位銀審議会の審議日程について」の審議に入ります。では事務局からの説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

昨年度（令和4年度）の審議会の審議経過については、96頁資料No.15をご覧ください。大変恐縮ですが、時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

本年度の審議日程（案）をご説明します。机上配布をしております、「令和5年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【7～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

都道府県最低賃金に関しまして、厚生労働省では、毎年10月1日の発効を目標としていただいております。昨年度の奈良県最低賃金の発効日は、委員の皆様のご協力もあり、10月1日とすることができました。

今年度も委員の皆様の予定を確認し、できる限り早い発効日を模索した結果、お示しの（案）を作成した次第でございます。なお、発効日は10月1日予定となっております。

これらの案における具体的なスケジュールをご説明します。8月7日にご答申をいただき、同日から8月22日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審議を8月23日に開催してご審議いただくこととし、そして、当日にご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続きを経て、10月1日の発効予定となります。

なお、9月以降の審議日程につきましては、運営小委員会における議論、つまり、特定最低賃金の改定の必要性に関する議論を踏まえて、後日、改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、その際はご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

【伊東会長】

それでは、本日は、本審の第2回目と第3回目の日程について、何かご意見はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

それでは、特にないようですので、

第2回本審は 8月 1日 火曜日 13時30分から

第3回本審は 8月 7日 月曜日 15時00分から

それぞれ開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。

第4回目本審は、異議申出の有無によって開催の有無が変わりますので、異議申出があれば改めてご連絡しますが、とりあえずは8月23日 水曜日 10時00分から開催する可能性があることをお含みおきお願いいたします。

それでは、次回の審議会は「公開審議」とさせていただきます。

次に、

議題(6)「運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について」の審議に入ります。

では、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方貸金室長】

それでは、ご説明いたします。

奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条では、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定しております。これまで、本審議会では、特定最低賃金改正の必要性につきまして、運営小委員会を設置してご審議いただいております。

また、運営小委員会の委員の人数は、最低賃金審議会令第6条で、9人以内と規定されていることから、公・労・使各3名の合計9名となっております。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今、事務局から説明がありましたように、本審議会では、特定最低賃金の改正の必要性については、従来から運営小委員会を設置し、審議をしてまいりました。

そして、この審議結果を報告書として取りまとめ、本審に報告しておりました。本年度につきましても、これまでどおりの取扱いとすることよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、本年度も運営小委員会を設置し、運営小委員会にて「特定最低賃金の改正について必要性の有無」を審議し、審議結果を報告書に取りまとめることといたします。

次に、運営小委員会の人数ですが、これまでどおり公・労・使各3名ということで、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

運営小委員会の委員の人数は、これまでどおり公・労・使各3名といたします。運営小委員会の委員は、奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条で、「会長が指名する」ことになっております。会長が指名する前に、まずは労働者側委員、使用者側委員それぞれからご推薦をいただきたいと思っております。

まずは労働者側委員はいかがでしょうか。

【松田委員】

労働者側委員は河本委員、北尾委員、そして、わたし松田拓実の3名で対応したいと思います。

【伊東会長】

それでは、次に、使用者側委員はいかがですか。

【松岡委員】

失礼いたします。運営小委員会、使用者側委員といたしましては、当麻委員、西田委員、そして奈良経済産業協会の上村がさせていただくということでお願いできたらと思っております。

【伊東会長】

それでは、公益委員からは、わたくし伊東眞一のほかに、下山朗会長代理、福井麻起子委員の3名でやりたいと思っております。

公・労・使の委員の推薦がそろいましたので、改めてお名前を確認します。

公益委員	伊東 眞一	委員
	下山 朗	委員
	福井 麻起子	委員
労働者側委員	河本 章吾	委員
	北尾 亮	委員
	松田 拓実	委員

使用者側委員 当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員
上村 賢司 委員

ということで、運営小委員会の委員として指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

【伊東会長】

それでは、ただ今指名した9名の委員の皆様、運営小委員会での審議をよろしくお願
いたします。

運営小委員会の開催日程は、いかがでしたでしょうか。

【箸方貸金室長】

先ほどの日程のところでご覧いただきました机上配布資料の「令和5年度 奈良地方最
低賃金審議会日程【7～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

先走った記載で大変失礼でございますが、よろしければ、

8月18日 金曜日 13時30分開始

でお願いします。

【伊東会長】

事務局から、運営小委員会を8月18日 金曜日 13時30分開始でお願いしたいと
いうことですが、委員の皆様、よろしいですか。

(異議がないことを確認)

【伊東会長】

それでは、運営小委員会は、

8月18日 金曜日 13時30分開始

ということで、先ほどの9名の委員の皆様方には、日程確保をよろしくお願
い申し上げます。

それでは、最後の議題となりますが、議題(7)「その他」です。事務局から何かござ
いますでしょうか。

【箸方貸金室長】

事務局より2点提案がございます。まず、1点目でございますが、「議事の公開について」、
先般、中央最低賃金審議会目安全員協議会報告において、「議論の透明性の確保と率直な意
見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公・労・使が集まって議論を行う部分につ

いては、公開とすることが適当との結論に至った」とされまして、奈良地方最低賃金審議会においても、この報告を踏まえ、専門部会における金額審議等、公・労、公・使の2者による個別審議は非公開としますが、それ以外の公・労・使3者が集まっての議論を行う部分については公開することと、また、本審における異議審につきましても公開することとさせていただきたいという提案でございます。

【伊東会長】

ただ今の事務局からの提案につきまして、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見、ご質問がないようですので、公・労・使3者が集まっての議論の部分については「公開」とし、金額審議等、公・労、公・使の2者による個別審議のみ「非公開」にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

【伊東会長】

それでは、2点目の提案について事務局より説明をお願いいたします。

【箸方賃金室長】

はい。2点目でございますが、「関係労使からの意見聴取」についてでございますが、これにつきましては、第2回目の本審において、最賃法第25条第5項の規定に基づき実施しているところでございますが、今般、奈良弁護士会から最賃法第25条第6項に基づいて意見陳述をしたい旨の申し出があり、これを認めるか否かなのですが、同条5項の「関係労働者及び関係使用者の意見聴取」とは異なりまして、同条6項に基づく意見聴取は「審議に際し必要と認める場合」に行うこととされていることから、その必要性については審議会において審議・決定されるものであるため、委員の皆様のご判断を仰ぎたいと思います。

【伊東会長】

ただ今の事務局からの提案につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。何かご意見ありますでしょうか。

【松岡委員】

失礼いたします。使用者側委員の松岡でございます。決定方法としましては全会一致となるのでしょうか。それとも多数決という形になるのでしょうか。

【箸方賃金室長】

全会一致です。

【松岡委員】

ありがとうございます。弁護士会ということで、労働関係団体ということではないということですね。

【箸方賃金室長】

「その他関係者」ということで、第25条第6項のところに設けられておりまして、その中の「学識経験者」ということですね。これに該当するということが適用はあると思っております。

【松岡委員】

「その他の関係者」に該当するということが、基準は明確にはされていらっしゃるのでしょうか。

【箸方賃金室長】

こういった「最低賃金の詳解」という解説本があります。その中で「その他関係者」とは「消費者、世論代表者、学識経験者等をいうものである」とされております。弁護士につきましては「学識経験者」とであると認識しております。

【松岡委員】

もし、今後このような形でご要望が他の団体様からあった場合も、この審議会でその都度審議という形になるのでしょうか。

【箸方室長】

そうですね。その他関係者ということで、第25条第6項に基づくものということになってきますと、審議いただくこととなります。

【松岡委員】

はい、ありがとうございます。

【伊東会長】

その他にご意見等ご質問はございますでしょうか。

【松岡委員】

すみません。もう一度申し訳ございません。労働関係団体以外での意見に関するということ

とで、今後、「その他の団体」様も認めていくとなると、慎重に検討していかなければならないのかなと思っております。この場ですぐになるとなかなか難しいのかなというところもあるかも、と思うのですけれど、はい、すみません。以上でございます。

【伊東会長】

その他にご意見はございますでしょうか。

【松田委員】

労働委員松田です。今回の件は弁護士会からということで、どういった人たちが発言するかはわかっている部分もありますので。今後いろんな団体からどれくらい意見が入ってくるかはわかりませんが、今回に関しては労働側としては問題ないのかな、というふうに考えております。

【松岡委員】

すみません。特に弁護士会様がということではないのですけれども、一度「その他の団体」様の意見を認めてしまいますと、今後、基準に該当するかしないかということで收拾がつかなくなる可能性はないのでしょうか。誰からどの団体様からでも意見を述べたいという形で要望が出てきた場合に、その都度、この場で、という形になるのでしょうか。

【箸方貸金室長】

ある程度は事務局で振り分けをします。先ほど申し上げた消費者、世論代表者、学識経験者等に該当しなければお断りする形になってくるかと思えます。

【松岡委員】

すみません。使用者側とすれば、すべての団体様から「その他の関係」に該当するとなりましたら、收拾がつかなくなるのではないかと考えているところでございます。大変申し訳ないのですけれど、今回に関しては認めることはなかなか難しいのかなと考えているところではございます。

【伊東会長】

ということになりますと、いろいろなところから出てきても基本的には認めないという方針でよろしいのですか。

【松岡委員】

労働関係団体さんであれば法律上認められているので問題はないと思うのですけれど、他の団体さんという形で認めてしまうと、その判断基準は非常に難しくなってきました。

うのではないかと危惧しております…。

【伊東会長】

それでは（法律に）書いてある「消費者団体」であってもだめだということですね。

【松岡委員】

法律上は特に問題ないということなののでしょうか。その基準は載っているということでございますね。

【箸方貸金室長】

今回の弁護士会については「学識経験者」と認識しておりますので、特に問題はないというように思っております。

【下山会長代理】

（最低賃金法第25条第）5項はいいのですか？

【伊東会長】

第5項については労働者側、使用者側の記述ですよ。

【箸方貸金室長】

5項はそうです。

【伊東会長】

（最低賃金法第25条）第6項が問題ということですね。弁護士会が労働者側の代表ではないということは正しいですね。

【松岡委員】

「その他」というところでどういう判断をするのかというのがどうか、と思っているところでもあります。

【伊東会長】

あと、これから先は基本的には一切他の団体は認めないという方針でやっていくと考えてよろしいのでしょうか。

【松岡委員】

基本的には労働関係団体さんであれば特に問題ないと思うのですが、「その他」となると

範囲がすごく広がってしまうのかな、と考えています。

【伊東会長】

今、室長が言われた、消費者関係とかその他学識関係というところですかね。

【松岡委員】

その辺も危惧しているところではあるので、一つ慎重に審議はしていかないといけないのかなと、一つ認めてしまうと今後もそういう形になってしまう、前例を作ってしまうと今後もそういう形になってしまう可能性もあるのかな、と危惧しているというところなのです。

【伊東会長】

ということは認め方ですね。どういう条件を満たしたところであれば、ということですね。

【松岡委員】

そうですね。基準を明確にしていれば判断もしやすいのかなと思っているのですけれども。

【伊東会長】

意見を言いたいだけではなくて、その団体の資料をきちんと出してもらおうと。

【松岡委員】

できれば細かな資料を出していただいて一度審議する機会を設けていただけたらとは考えております。

【伊東会長】

はい、わかりました。事務局の方はこれでよろしいのでしょうか。

【箸方室長】

資料を出す…。

【柴田委員】

よろしいですか。事務局の見解ですと弁護士会は「学識経験者」であるのご判断のようですけれども、一般的な考え方、私の考え方かもしれませんが、個々の弁護士の方は「学識経験者」ではあるけれども、弁護士会という窓口、団体となった場合にそれが「学識経験者」であるかというのは疑問があるのですが、それはいかがでしょうか。

【伊東会長】

事務局側としてはどうでしょうか。

【箸方室長】

今回は弁護士会会長からの文書という形になっていますので、弁護士会というよりも会長個人にも該当するのかなということ…。

【柴田委員】

それは無理があるのではないのでしょうか。

【伊東会長】

それは無理がある。そのとおりですね。基本的に判断基準が弁護士会という名前だけということ、どうしてもそれ以上の審議ができないということですよね。今の段階では。そうでないと他の団体から来た時に名前だけで行くのであれば、なんでも OK なのかということになってしまいますので、ある意味大変失礼かもしれませんが、どういう団体であってという形の何らかの資料を提出いただいて、ここで審議するという形をとるのであったら話し合いはしやすいのですけれど、そうでなければ、それぞれの、個人の、団体に対する思いだけで議論する形になって、公平な議論にはなっていないと、いうことになってしまうのではないのでしょうかね。と、私は思うのですけれど。

【下山会長代理】

私、いいですか。すみません。下山でございます。第6項によりますと「審議に際し必要と認める場合においては」という条文がございます、要するに必要性の程度ですので、団体メインというよりはやはりそこに聞いたら有意義な議論になるよね、個人だろうが団体だろうが、逆に言うと名前だけ出されても必要性の有無は判断できないというところはあると思います。こういう見地からお話をしたい、こういう分についてお話をしたい、というたとえ概要であっても多少は必要性があるなと判断は我々にはできる気はするのですけれど、何もない状態でということになれば判断材料すらないのかな、というふうな感触は持っております。

【伊東会長】

本当に意見が言いたいということだけであれば、この場にはふさわしくないという形になってしまわざるを得ないですね。

例えば表現は悪いかもしれませんが、私が退任した後、ひと言言いたいからという形で出てくることも可能ということになってしまいますので、NPO 作ってしまえば。それではおかしいと思いますね。ですから、きちんとひと言言いたいからではなく、どういう背景を

持って、どういう方向性で意見を言いたいので、こういう団体ですから話をさせてください、そうした資料がないことには話し合い、申し訳ないですけれども、ある程度存じ上げているのですけれども、弁護士会がどういうところで、しかも言いたいのはどなたがというのはだいたいわかっているのですけれども、一応、皆さん公平にこの場でわかるような形で資料がないことには話し合いはしにくいかな、というふうに思うのですよね。

【箸方貸金室長】

わかりました。

【伊東会長】

申し訳ありませんけれど、委員の皆様の合意が得られませんので、意見陳述を認めないこととしたしたいと思います。

【松田委員】

どうしても…

【伊東会長】

いや、どうしても、ということで、こういう条件はこれまで出してなかったわけですから、こういう資料をつけてまた、ということは可能なのですか？

(事務方協議)

【伊東会長】

第2回目の本審の最初の方にそれをまた議論してから、というのはできるのですか？

【箸方貸金室長】

意見陳述はできます。事務局の方で検討させていただきます。

【伊東会長】

はい、わかりました。今現在では意見陳述を認めない、という方向ではあるということで、ただ、第2回目までに何らかの形で話し合いを進めていって、可能であればするということがよろしいでしょうか。

【箸方貸金室長】

はい。

【伊東会長】

はい、すみません。会長ががちゃがちゃ言ってはいけないのですが、なんか引っかかるところがたくさんあったものですから、申し訳ありませんでした。

他に事務局から何かございますでしょうか。

【箸方貸金室長】

特にございません。

【伊東会長】

では次回は8月1日 火曜日 13時30分開始でございますのでよろしくお願ひ申し上げます。審議内容は中賃の目安報告、専門部会委員の任命報告、関係労使からの意見聴取等を予定しております。なお、次回審議会は本日と同様に公開審議といたします。

それでは、本日はお暑い中、集まっていただきまして、ありがとうございました。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。